

日本の免許証への切替え手続きの流れ

電話等による外国等免許証の点検日の予約

★ 各運転者教育センターに電話等で予約が必要 ★

国際免許証で運転をしている方や外国免許の有効期限が迫っている方(有効期限6か月未満)は、余裕をもって予約を取るようにしてください。

外国等免許証の点検の実施

★ 受験資格、外国等免許証の点検等 ★

支障あり

手続きが取れない

支障なし

★ 知識・実技の確認日の予約 ★

技能及び学科試験の免除を受けるための知識・実技の確認の実施

★ 適性試験 ★

不合格

合格

★ 知識に関する確認(自動車等の運転について必要な知識)※ ★

支障あり

次回の知識・実技の
確認日の予約

支障なし

★ 実技の確認(自動車等の運転に関する実技)※ ★

支障あり

次回の実技の
確認日の予約

支障なし

(技能及び学科試験の免除)

★ 免許証交付 ★

(時間帯等により即日交付
できない場合があります)

※日本免許証の保有歴がある方、
特例国の免許証をお持ちの方など
知識・技能の確認が免除される場
合があります。

※ ヨーロッパを中心に、一部の国では自国の免許を切替えることにより申請に使用した外国免許が取り消しになる場合がありますので、外国免許の大使館や発行機関にご確認ください。

外国等の免許証から日本の免許証への切り替え申請

項 目	内 容		
受験資格	①現在、有効な外国等の免許証を所持し、外国免許証を取得後その国又は地域に通算して3か月以上滞在されたとみなされる方 ※ 滞在期間の算出方法については次頁参照 ②福井県内に住民登録をしている方 ③日本ででの免許の受験年齢に達している方		
必要書類等	①外国等の免許証及びその翻訳文（領事機関又は（社）日本自動車連盟（JAF）、ジップラス（株）等が作成したもの） ②パスポート等（出入国の状況が確認できるもの） ※パスポートで出入国の状況が確認できない場合（自動ゲートの利用、EU加盟国の方など）は、申請国での滞在を証明する書類が必要になる場合があります。） ③住民票（6か月以内に発行のもの、本籍（外国人の方は、国籍）の記載のあるもの）及び在留カード（外国人の方） ④現在有効な日本の免許証を所持している方は、その免許証（この場合、住民票等の提出は不要） ⑤過去に日本の免許証を所持されていた方は、その免許証 ⑥日本語の話せない方は、通訳できる方を同伴して下さい。 ⑦写真1枚（無帽、正面、上三分身、無背景、サイズは縦3cm・横2.4cm、6か月以内に撮影されたもの） ⑧経歴証明書（以前有効期限が切れていたことがある方、初回取得日が不明な方、再交付された方、その他必要と認められる場合等）		
手数料	試験手数料	普通免許	2,550円
		大型・中型・準中型免許	4,100円
		大型二輪・普通二輪免許等	2,600円
	交付手数料	2,050円 ※複数の免許を同時に申請する場合は、1種目増える毎に200円を加算	
その他	①「外国等免許証の点検等」とは、日本の免許証に切り替えることが可能かどうかを調査するものです。予約制で行っていますので、事前に電話等で予約して下さい。予約は、月曜日から金曜日（祝日、振替休日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く）の午前8時30分から午後5時15分の間に行して下さい。 ②「知識・実技の確認」とは、運転に関する学科と技能についての確認（試験）を行うものです。 ③知識・実技の確認で合格された方は、適性試験（視力等）を行い、合格された場合、日本の免許証が交付されます。 ④合格されて免許証を作成する際には暗証番号が必要です。自分が忘れにくく、他人に推測されにくい4桁の数字を2組ご用意下さい。 ⑤「知識・実技の確認の免除者」に関しては、各運転者教育センターにお問合せ下さい。		
申請場所	実施内容	受 付 日 時	
福井県運転者教育センター 坂井市春江町針原58-10 TEL0776-51-2820	外国等免許証の点検等	月曜日～金曜日（予約制）	午後2時～3時
	知識・実技の確認	水、金曜日（予約制）	午後1時～1時30分
福井県嶺南運転者教育センター 三方上中郡若狭町倉見1-51 TEL0770-45-2121	外国等免許証の点検等	火曜日（予約制）	午前9時～11時 午後2時～3時
	知識・実技の確認	火曜日（予約制）	午後1時～1時30分
福井県丹南運転者教育センター 越前市余田町2-1-1 TEL0778-21-3613	外国等免許証の点検等 （知識・実技の確認の免除者に限る）	月曜日～金曜日（予約制）	午前10時～11時 午後2時～3時
福井県奥越運転者教育センター 大野市南新在家32-1-4 TEL0779-66-7700	外国等免許証の点検等 （知識・実技の確認の免除者に限る）	月曜日～金曜日（予約制）	午後2時～3時

※ 祝日、振替休日及び年末年始（12月29日から1月3日）は行なっていません。

滞在期間について

外国免許証を基にした滞在期間（以降滞在期間と記す。）の算出方法については、下記の①及び②を確認します。

① 有効な外国免許証を取得している期間であること(更新切れ、取消し又は停止期間でないこと)

※ 現在所持している外国免許証で滞在期間が不足する場合は、外国免許証に関する経歴証明書や旧免許証を提出をしていただくことで、外国免許の経歴としてみなして滞在期間を算出することができます。

② パスポート等で出入国の状況が確認できる期間であること

※ 自動ゲートを通過している場合（スタンプが押されていない場合）は出入国証明や申請国で滞在していたことが判断できる疎明資料を提出していただきます。

例 出入国証明・在学証明・在学中の成績証明・勤務証明・給与明細など

各種疎明資料はなるべく具体的な日付が記載されているものをお持ちください。

2000年F a l l /△△学期など、年（年度）や学期だけの記載しかない場合は具体的な日付が明確でないため、具体的な期間が確認できる資料を用意してください。

※ EU加盟国からの出入国がある場合は、EU加盟国間での出入国についてパスポートに記載されないため、上記に示すような出入国証明又は各種疎明資料を提出していただく場合がありますので上記に示すような疎明資料を準備してください。

○ パスポートの渡航歴（スタンプの内容）について質問をしますので、スタンプの内容を確認しておくようにしてください。